

用地調査等積算基準書 の運用資料

令和5年4月

北海道開発局 開発監理部 用地課

目 次

- 1 打合せ協議に係る旅費交通費の取り扱いについて
- 2 打合せ協議について
- 3 権利調査について
- 4 履行期間について
- 5 冬期補正について
- 6 仮住居又は借家人補償について
- 7 立竹木の調査について

積算基準の運用

1 打合せ協議に係る旅費交通費の取り扱いについて

打合せ協議に関する旅費交通費の取り扱いについては、「設計業務等標準積算基準書(参考資料)」第2章積算基準(参考資料)第1節測量業務積算基準1-4打合せにより定められている。

また、用地調査等業務積算基準書第4共通_打合せ協議歩掛に片道所要時間1時間程度以内の移動時間が含まれていることから、打合せ協議に係る旅費交通費の取扱いは次のとおりとする。

- ① 積算上の基地が建設部所在地の場合は、往復旅行時間にかかる基準日額及び旅費交通費は計上しないものとする。
- ② 積算上の基地が建設部所在地以外の場合は、旅費交通費のうち往復旅行時間にかかる基準日額及び交通費を打合せ協議の回数分計上するものとする。
ただし、打合せ協議歩掛に片道所要時間1時間程度以内の移動時間が含まれていることから、基準日額は片道1時間(往復2時間)を除外して算定するものとする。なお、基準日額はその他原価の対象とする。

※片道所要時間2時間(日帰り)・中間打合せ2回の場合の例

【歩掛の算出】

$$2\text{時間} \div 8\text{時間} \times 2(\text{往} \cdot \text{復}) = 0.25\text{人} / \text{日}$$

注) $2\text{時間}(\text{片道所要時間}) - 1\text{時間}(\text{打合せ協議に含まれる時間}) = 1\text{時間}$

◇基準日額[往復旅行時間]

種 目	主任技師	技 師 A	技 師 B	備 考
業務着手時	0.25	0.25	0.25	
中間打合せ	0.50	0.50	0.50	
成果物納入時	0.25	0.25	0.25	
合 計	1.00	1.00	1.00	

- ③ 移動に係る片道所要時間が3時間程度を超えた場合に宿泊旅費を計上できるものとする。(打合せに要する時間と往復旅行時間の合計が1日(8時間)を超えるため)

※片道所要時間4時間(宿泊)・中間打合せ1回の場合の例

【宿泊の要否判定】

$$3\text{時間} \times 2 + 4\text{時間} = 10\text{時間} > 8\text{時間}$$

注)4時間(片道所要時間)－1時間(打合せ協議に含まれる時間)＝3時間

注)打合せ協議歩掛0.50人／日→4時間

【歩掛の算出】

3時間 ÷ 8時間 × 2(往・復)＝0.75人／日

◇ 基準日額[往復旅行時間]

種 目	主任技師	技 師 A	技 師 B	備 考
業務着手時	0.75	0.75	0.75	
中間打合せ	0.75	0.75	0.75	
成果物納入時	0.75	0.75	0.75	
合 計	2.25	2.25	2.25	

種 目	内 容	主任技師	技 師 A	技 師 B	備 考
◇ 旅費 交通費	業務着手時				
	宿泊費	1回	1回	1回	1泊2日
	日当(1/2)	2回	2回	2回	
交通費	1回	1回	1回		
中間打合せ	宿泊費	1回	1回	1回	1泊2日
	日当(1/2)	2回	2回	2回	
	交通費	1回	1回	1回	
成果物納入時	宿泊費	1回	1回	1回	1泊2日
	日当(1/2)	2回	2回	2回	
	交通費	1回	1回	1回	
合 計	宿泊費	3回	3回	3回	
	日当(1/2)	6回	6回	6回	
	交通費	3回	3回	3回	

2 打合せ協議について

打合せ協議に係る中間打合せについては、以下のとおり取り扱うものとする。

① 複数の業務区分がある場合の中間打合せ回数について

複数の業務区分を同時発注する場合の中間打合せ回数は、各業務の標準回数を基本として合算し、当初設計に計上するものとする。

なお、権利者が多数の場合は、必要に応じ、回数を増やすことができるものとする。

② 中間打合せの増減について

当初計上した打合せ回数は原則、増減しないこととする。

ただし、新たな業務区分を設計変更で追加した場合や、当初計上した打合せ回数を大幅に上回る場合は、実際に行った①打合せ内容、②受注者の打合せ参加者、③打合せ時間を考慮し、必要に応じ回数を増やすことができるものとする。

判断にあたっては、「用地調査等積算基準書 表4-1」の打合せ協議に要する人工数を考慮すること。

3 権利調査について

第5権利調査のうち、1土地の登記記録等の調査の業務費積算を行う場合は、用地測量業務費積算の資料調査を準用して行うものとする。（設計業務等標準積算基準書第2章第7節用地測量7-1-2資料調査及び用地測量設計の基本方針を準用する。）

4 履行期間について

履行期間については、以下のとおり取り扱うものとする。

- ① 基本日数については、用地調査等積算基準書第3の「5 履行期間の算定」に基づき〔履行期間＝必要内業日数（技術者別内業日数の最大値）×不稼働係数（1.5）＋必要外業日数（技術者別外業日数の最大値）×不稼働係数（1.5）〕により算出するものとする。
- ② 必要内外業期間に年末年始（12/29～1/3、6日増）、夏期休暇（8/14～8/16、3日増）の期間が含まれる場合は必要日数を加算する。
- ③ その他業務履行上又は現場の状況により必要な日数については、加算するものとする。
- ④ なお、履行期間の計算内容を監督員用業務設計書に綴り、後に誰が見ても履行期間の設定根拠が理解できるようにしておくこと。

5 冬期補正について

屋外作業が冬期に及ぶ用地調査等業務については、以下により冬期屋外作業の歩掛補正（以下、冬期補正）を行うものとする。

① 対象となる業務

工期が10月1日以降に始まり、かつ11月1日から3月31日までの期間が全工期の2分の1を越える業務を対象とする。

② 冬期補正対象工種

冬期補正対象工種は以下のとおりとする。

全ての区分	現地踏査
建物等の調査	木造建物の調査
	木造特殊建物の調査
	非木造建物の調査
	機械設備の調査（屋外にある場合のみ対象）
	生産設備の調査（屋外にある場合のみ対象）

	附帯工作物の調査
	立竹木の調査
	庭園の調査
	墳墓等の調査
	建物等の残地移転要件の該当性の検討
営業その他の調査	動産に関する調査(屋外にある場合のみ対象)
予備調査	(他項に準ずる)
移転工法案の検討	敷地の使用実態の調査
	駐車場等の使用実態追加調査
事業認定申請図書等の作成	現地調査等
土地評価	地域区分及び標準地選定等業務
	各画地の評価格算定業務
	残地補償算定業務
地盤変動影響調査等	事前調査(木造建物・木造特殊建物・非木造建物・区分所有建物・工作物)
	事後調査(木造建物・木造特殊建物・非木造建物・区分所有建物・工作物)

③労務費の補正方法

補正方法は次式による。

該当工種の外業の労務費×冬期補正率

④冬期補正率について

冬期補正率の決定は、外業日数に応じて次表に基づくものとする。

外業終期 外業始期	冬 期 補 正 率 (%)					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10月	0	0	2	3	3	3
11月		0	3	3	4	3
12月			4	5	4	4
1月				5	5	4
2月					4	3
3月						2

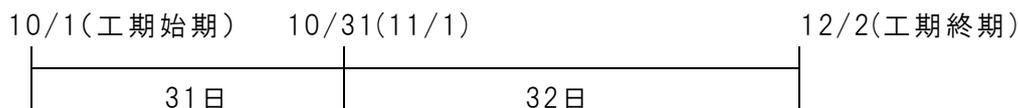
外業の始期は工期の初日とする。

外業日数とは、冬期補正対象工種の技師Aによる外業所要日数の合計日数に休日補正を行った日数とする。

なお、休日補正は設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編第2章第1節1-3-3(5)「宿泊を伴う外業所要日数の休日補正の算定」に規定する計算式によるものとし、年末年始及び祝日が存在する場合は、これも加算するものとする。

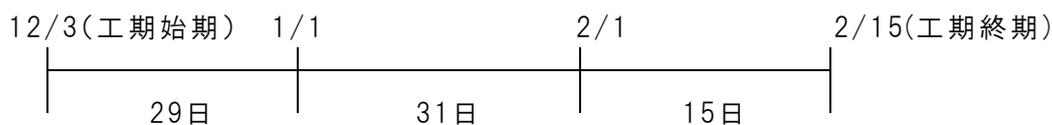
また、冬期補正対象工種に技師Aが存在しない場合については、技師Aに準じた技術者の職種によって算出するものとする。

【例1 冬期補正率決定の例】



与条件として外業日数は35日、内業日数は28日の場合、外業終了が11月中になるので、補正率は外業期間が10月から11月までの0%が適用される。

【例2 休日補正の算出例】



外業日数45日(12/3~1/16)、内業日数30日

技師Aの外業所要日数 28.56日

休日補正 $(28-1) \div 5 \times 2 \neq 10$ 日

年末年始(土日祝日除く)及び祝日 $(6-3) + 3 = 6$ 日

外業日数 28.56日 + 10日 + 6日 = 44.56日 ≠ 45日

決定冬期補正率 5%

6 仮住居又は借家人補償について

用地調査等積算基準書第7の8その他通損に関する算定における「仮住居又は借家人補償(標準家賃算定あり)」については、インターネット検索での事例収集を想定しており、不動産業者への直接対応による事例収集は対象外である。

7 立竹木の調査について

立木調査・算定は、用地調査等積算基準書第6の6(4)表6-26の区分に基づき判断することとなる。北海道では一般的に山林に存する立木は用材としての効用を発揮するものと判断し、北海道用地対策連絡協議会において補償額算定に必要な単価を作成していることから、人工林・天然林の種別を問わず「用材林」の歩掛を適用する。

なお、地域の実情によって薪・炭として効用を発揮すると判断される場合は、「薪炭林」の歩掛を適用し、補償額算定に必要な単価は見積を徴収する必要がある。

以 上